

## <猶予申請におけるQ & A>

### Q 猶予とはどのような制度ですか。

- ・ 猶予（徴収猶予、換価猶予）が許可されると、最長1年の猶予期間中に、市税等を分割して計画的に納付することができるようになります。
- ・ 猶予期間中は延滞金の全部または一部が免除され、猶予を受けた市税等に係る督促、新たな差押え、換価（売却）がされません。

### Q 免除や減免とはどのような違いがありますか。

- ・ 免除や減免と違い、税額が下がるわけではないため、猶予許可を受けた市税等は猶予期間中に全額納付していただく必要があります。

### Q 市県民税の特別徴収分（給与天引分）は、猶予の申請ができますか。

- ・ 市県民税の特別徴収分について猶予を申請することはできますが、猶予を許可された場合、猶予期間中に納付されるまでの間に、特別徴収対象者（従業員）の方が納税証明書を取得された場合、未納額として表示されますので予めご承知おきください。

### Q 猶予該当事実証明書類とはどのようなものですか。

- ・ （例）災害や病気の場合：り災証明書、医師による診断書、医療費領収書等の写しなど  
事業収入が減少した場合：売上帳、現金出納帳、預金通帳等の写しなど、収入減少がわかるもの

### Q 資料の提出が困難な場合はどうすればよいでしょうか。

- ・ 原則、収入減少等を証する書類の提出が必要となりますが、事情によっては聞き取りで対応できる場合もありますので、詳しくは職員までご相談ください。

### Q 担保の提供ができない場合、猶予を受けることはできないのでしょうか。

- ・ 猶予を受けようとする額が100万円以下、または、猶予を受けようとする期間が3か月以下の場合は担保の提供をする必要がありません。
- ・ 猶予を受けようとする額が100万円を超えて、かつ、猶予を受けようとする期間が3か月を超える場合には、原則担保の提供が必要となりますが、担保の提供が困難である場合には職員までご相談ください。

### Q 納付資金はあるが、将来減収となる不安がある場合には猶予は受けられますか。

#### 納付したものを返還してもらい、猶予を受けることは可能ですか。

- ・ 猶予制度は、期限内の納付が難しい場合の制度であり、納期限の時点で将来の事業資金等を考慮しても全額を納付できる方は、原則として猶予を受けることはできません。
- ・ また、納付済みの場合に返還・猶予をすることはできません。

### Q 猶予が許可された場合は、どのように納付をすればよいですか。

- ・ 原則、猶予申請時の納付計画をもとに納付書を作成しますので、そちらで納付を進めてください。納付書を紛失した場合は、収納課までご連絡をお願いします。